

改訂履歴

- 初回締結日：____年____月____日

- 改訂日：2025年12月1日（本協定改訂版）

- 改訂理由：G72BOX 梱包作業条項等追加、特許技術統合プラットフォーム明記、附則整理



災害時における G72BOX 受入備蓄(受援・支援)保管に関する協定

(改訂版 2025 年 12 月 1 日)

(以下「甲」という。)と株式会社ミューチュアル・エイド・セオリー(以下「乙」という。)は、災害時における G72BOX の受入備蓄(受援・支援)及び保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 条 趣旨

本協定は、甲および甲の周辺地域で、大規模地震、台風、風水害、大規模火災等(政府が災害救助法適用条件とする災害)が発生、または発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲および乙が協力し、72 時間分の飲食物、衣類、衛生用品等がパッケージ化されている仕分不要一人一箱救援物資(以下「G72BOX」という。)を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。
なお、G72BOX は特許出願 2012-098084(公開特許公報)に基づく災害支援システムを統合した次世代の災害支援プラットフォームである。

第 2 条 G72BOX 受入の要請

1. 甲は、災害時に備え、G72BOX を備蓄する必要があると認めるときは、乙に G72BOX の供給を要請し、備蓄管理することができる。
2. 前項の要請は、G72BOX の希望数量(人口 10%上限)、備蓄場所等を記載した文書により行うものとする。
 - 備蓄希望数量(人口 10%上限)：_____箱
 - 備蓄場所(複数箇所の場合別紙提出)：_____
 - 基本要請日：____年____月____日

第 3 条 G72BOX 梱包作業

1. 協定締結自治体における G72BOX 支援備蓄の梱包作業の一部は、自治体職員及び地域児童が無償で参加可能とし、防災教育の一環として実施できる。

2. G72 は、地域の社会福祉協議会等に属する障がいのある方々の活躍及び自立支援を目的として、梱包作業を有償で委託できる。作業内容・報酬等は別途協議のうえ決定する。
3. 梱包作業実施にあたっては、安全管理及び衛生管理を十分に行うものとする。

第4条 G72BOX 供給及び備蓄管理の承認

1. 乙は、甲から G72BOX の供給を要請されたとき、事前に備蓄場所を現地で確認し、衛生面、安全面等に問題が無い場合は、甲に備蓄場所の承認を文書で通知するものとする。
2. 前項の確認に伴う旅費等（基本2名分）は甲が負担するものとする。
3. 甲は、G72BOX 備蓄後、乙より指定された方法に従い、シリアル番号による備蓄管理を実施するものとする。

第5条 支援企業及び協定締結自治体の募集

1. 乙は、G72BOX を支援購入する民間企業等を広く募集し、甲の要請に応じて希望数量を供給できるよう努めるものとする。
2. 甲も、甲および周辺地域の民間企業等に周知を行うものとする。
3. 甲は、協定締結自治体の普及推進のため、災害対策に関する意識の高い自治体首長に対して普及推進に努めるものとする。

第6条 引渡し等

1. G72BOX の引渡し場所までの運搬は、協定締結自治体近隣に災害が発生した場合、甲の対応とする。
 2. 協定締結遠方自治体が被災した場合、集積場所までの運搬は甲が対応し、集積場所から協定締結受援自治体までの運搬は乙が対応するものとする。
 3. 支援した G72BOX の補充については乙が速やかに対応するよう努めるものとする。
 4. 甲は、当該場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、G72BOX を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 引渡し場所派遣職員：_____

第7条 受入証明書の発行

1. 甲は、G72BOXを引き受けた後、乙の定める様式により速やかに受入証明書を発行するものとする。
2. 受入証明書には、次に掲げるものを記載するものとする：
 - 甲の市町村章：_____
 - G72 ロゴマーク：_____
 - 支援企業等のロゴマーク：_____

第8条 甲における災害時の対応

1. 気象庁及び市町村長が災害対策基本法に基づき判断する警戒レベル5の災害が発令された場合、G72BOXを使用できる。
2. 災害の状況により警戒レベル4が発令された場合でも使用できるものとする。
3. 使用は、原則として甲の判断によるものとする。

第9条 甲の周辺地域における災害時の対応

甲の周辺地域で警戒レベル4又は5の災害が発令された場合、G72BOXの配送先や配送手段等は甲乙協議の上決定するものとする。

第10条 被災自治体別の支援対応

1. 協定締結自治体が被災した場合、G72からの支援要請に対して速やかに支援協力しなければならない。
2. 協定締結自治体の他自治体が被災した場合、G72は近隣自治体や幹事自治体と連携し、必要数量を調整して支援を行う。
3. 近隣自治体が被災した場合、協定締結自治体は被災自治体への支援要請を行い、G72は搬送手配や物資供給の調整を行う。
4. 協定を締結していない自治体が被災した場合、政府による災害救助法が適用された場合に限り、支援を実施する可能性がある。
5. 前項に基づく支援の可否は、災害発生から24時間以内にG72が総合的に判断する。

第11条 G72BOXの期限等

1. G72BOX受入備蓄から3年が経過し活用しなくて良かったG72BOXは、備蓄自治体と協議の上国際救援物資として海外へ提供するものとする。

2. 海外への輸送支援は乙が対応するものとする。
3. 乙は、海外提供により不足した G72BOX を速やかに補充するよう努めるものとする。

第 12 条 事故発生時の取り扱い

1. 事故等により G72BOX の保管等が困難となった場合、甲は速やかに他の備蓄場所提供等の措置を行うよう努めるものとする。
2. 保管等の実施に際し事故が発生した場合、甲は速やかに乙に報告するものとする。

第 13 条 損害の負担

本協定による G72BOX の保管等で生じた損害は、甲乙いずれの責にも帰すことができない場合、協議の上定める。ただし、甲の責に帰する損害については、乙は損害金額を請求できるものとする。

第 14 条 保証

本協定の業務実施において、派遣された者が責めに帰さない理由で死亡・負傷・疾病・心身障害に至った場合、甲乙誠意をもって協議のうえ対応する。

第 15 条 関係機関との調整

1. 業務実施における国、県、他市町村等の連絡調整は原則甲が行う。
2. 協定締結自治体における G72BOX 支援備蓄については、甲は支援企業・団体等に感謝状を贈呈する。
3. 報道関係者への広報は原則甲が対応する。

第 16 条 情報交換

甲乙は、平時及び災害時において、相互協力に必要な防災・災害情報等について情報交換を行うものとする。

第 17 条 協議事項

本協定に定めのない事項や実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上で決定する。ただし、災害状況により協議が困難な場合は、甲乙いずれかの判断で決定し、事後速やかに報告する。

第 18 条 有効期間

本協定の有効期間は、締結日から 1 年間とする。期間満了 1 か月前までに解除の申し出がない場合、さらに 1 年間延長され、その後も同様とする。

附則

1. 協定締結に基づき、2023 年 12 月 12 日発足『G72 官民協働事業推進協議会』の会員として登録することを承認する。
2. 協定締結調印式に関する費用(交通費・宿泊費等/2 名)は、甲の負担とする。
3. 協定締結自治体が G72BOX を自治体備蓄として購入する場合、協定に基づく優遇措置として提供する。また、この場合の物資は災害発生時の G72BOX 支援対象外とする。
4. G72BOX に関する運営・管理事業等に関してはガーディアン 72 株式会社にて対応する。
5. G72BOX は特許出願 2012-098084 (公開特許公報) に基づく次世代災害支援プラットフォームであり、以下の機能を統合し推進している。
 - ①支援物資のトレーサビリティ管理 (ID 管理・配送段階管理)
 - ②災害発生時の自動物流制御 (配車・保管場所連動)
 - ③提供範囲の制御 (対象者管理)
 - ④逆オークションによる物資調達 (地域生産条件付き)
 - ⑤失効ポイントの有効活用 等

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 (自治体)

住所：

名称：

首長名：

印

乙

住所：東京都千代田区一番町 6 番地

名称：ガーディアン 72 災害支援プロジェクト

株式会社ミューチュアル・エイド・セオリー

代表者：代表取締役 有馬朱美

印